

# 栗東市給水装置工事設計施工指針



栗東市上下水道事業所

この「栗東市給水装置工事設計施工指針」は、栗東市の給水区域内において給水装置工事を行ううえで必要な事項を定めるものである。災害や漏水時等に緊急工事の円滑な対応が図れるよう、特に配水管から量水器までの給水装置工事に該当する事項について、栗東市指定給水装置工事事業者はこの指針を遵守し、工事を施工しなければならない。

## 第1章 給水装置について

### 1. 給水装置とは（栗東市水道事業給水条例第3条第1号）

需要者に水を供給するために、水道事業の管理者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具（水道メーターを除く。）をいう。

### 2. 給水装置工事とは

給水装置の新設、改造、修繕（水道法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）または撤去の工事をいう。

軽微な変更 — 単独水栓の取替え及び補修並びに、こま及びパッキン等末端に設置された給水用具の部品の取り替えのうち、配管を伴わない給水装置工事。

工 事 — 工事に先立ってあらかじめ行う調査から、計画の立案、工事の施工、竣工検査までの一連の過程の一部または全部をいうもの。

### 3. 給水装置の設置条件

給水装置の設置（水道法第15条）

給水装置の設置をしようとする者は、水道法第15条に基づく「栗東市給水装置設置に関する基準」により給水を申し込み、その承認を受けたのち施工するものとする。

### 4. 栗東市水道事業給水条例（抜粋）

#### （1）給水装置の新設等の申し込み（条例第9条）

給水装置工事を行おうとする者は、「給水装置工事申込書」により、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

#### （2）給水装置工事の費用負担（条例第10条）

給水装置工事の費用は、工事の申込者の負担とする。

#### （3）給水装置の管理（条例第8条）

給水装置の使用人は、水が汚染されることのないよう給水装置を管理し、供給を受ける水または給水装置に異状があると認めたときは、直ちに修繕その他必要な処置を管理者に請求しなければならない。

(4) 給水管及び給水用具の指定（条例第12条）

- ①管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため、必要があると認めるときは、配水管への取り付け口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。
- ②管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取り付け口からメーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

(5) 手数料（条例第32条）

手数料は、次の各号（略）の区別により、申込者からの申し込みの際、これを徴収する。

(6) 給水装置の新設等の申し込み（条例第9条2項）

給水装置の新設または改造（給水管の口径を増す場合に限り）申し込みの場合、申し込みと同時に定める加入金を納付しなければならない。ただし、改造する場合の加入金の額は、新口径に応ずる加入金の額と旧口径に応ずる加入金の額との差額とする。

## 第2章 給水装置の設計および管理

### 1. 事前調査および協議

設計にあたっては、工事施工者は申請者との連絡を密にするとともに、事前に次に掲げる調査等を実施し、申請者とともに、上下水道課及び関係機関他との協議を十分行うこと。

- (1) 工事場所  
住所、番地、住居表示番号等
- (2) 使用水量  
使用目的（事業・住居）、使用人数、取り付け栓数 等
- (3) 既設給水装置の有無  
所有者、口径、管種 等
- (4) 屋外配管  
量水器、止水栓（仕切弁）等の位置、布設位置
- (5) 屋内配管  
給水栓の位置（種類と個数）、給水用具
- (6) 配水管の布設状況  
口径、管種、布設位置、仕切弁 等
- (7) 道路の状況  
種別（国道・県道・市道・私道等）、幅員 等
- (8) 各種埋設物の有無  
種類（下水道・ガス・電気・電話等）、布設位置 等
- (9) 現地の施工環境  
施工時間（昼・夜）、関連工事
- (10) 受水槽方式の場合  
受水槽の構造、位置 等
- (11) 工事に関する同意承諾の取得確認  
私有地給水管理設の同意、分岐の同意、その他利害関係人の承諾
- (12) 開発行為の場合  
上下水道課の開発許可条件（許可番号）
- (13) 建築確認  
建築確認通知（番号）

## 2. 給水方式の決定

給水方式は、直結直圧方式及び受水槽方式とし、直結・受水槽併用方式は認めない。

### (1) 直結直圧方式

直結直圧方式の給水は、2階建（住宅）の建築物までとし、配水管の水圧で直接給水できるものとする。なお、加圧等による給水は認めない。

### (2) 受水槽方式

3階建以上に給水設備を備える建築物は受水槽方式とする。また2階建の建築物であっても次のような場合には、受水槽方式とする。

- ① 需要者の必要とする水量、水圧が得られない場合
- ② 病院等で災害時、事故等による水道の断減水時にも、給水の確保が必要な場合
- ③ 一時に多量の水を使用するとき、または使用水量の変動が大きい時など、配水管の水圧低下を引き起こすおそれがある場合
- ④ 配水管の水圧変動に関係なく、常時一定の水量、水圧を必要とする場合
- ⑤ 周囲の配水管の布設口径、給水需要の状況から給水方式について指導による場合
- ⑥ 有毒薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水を汚染するおそれがある場合

### (3) 量水器設置基準

- ① 給水を必要とする建造物に対し、1箇所の給水管と1個の公設量水器の設置を原則とする。ただし、新たに建造物を設けた場合に限り、給水装置を追加することができるが、1敷地につき最大2個の量水器までとする。
- ② 直圧方式による共同住宅では、1個の公設量水器を設置するものとする（親メーター方式）。
- ③ 2戸以上の公設量水器が設置されている既存の共同住宅等については、直ちに改善は求めないが、今後の建て替え等の施工時は上記の規定に合致する改善を行うものとする。

### 3. 計画使用水量および給水管の決定

(1) 計画使用水量は、建物の用途及び水の使用用途、使用人数、給水栓の数等を基に決定すること。

①直結直圧方式における計画使用水量は、給水用具の同時使用の割合を十分に考慮して実態にあった水量を設定する。

②受水槽方式における計画使用水量は、受水槽の容量と使用水量の時間的変化を考慮して定める。一般に受水槽への単位時間当たり給水量は、一日当たりの計画使用水量（計画一日使用水量）を使用時間で除した水量とする。計画一日使用水量は、下記算定式を参考にするとともに、当該施設の規模と内容を十分考慮して設定するものとし、上下水道課と協議の上決定すること。

(算定式)

$$\text{計画一日使用水量} = 1 \text{人} 3500 / \text{日} \times \text{利用人数} \times \text{戸数}$$

$$\text{有効容量} = \text{計画一日使用水量} \times 1 / 2$$

③受水槽方式における給水管の口径は、有効容量に対し3時間で満水になる口径とすること。

(2) 給水管の口径は、計画一日使用水量を十分に供給できるもので、かつ経済性も考慮した合理的な大きさにすること（開発行為に関する技術基準）。

φ50以上の給水管の流速、流量の上限は表1のとおりとする。

表1

口径 (mm)	流速 (m/sec)	動水勾配 (0/00)	流量 (L/min)
50	2.0	90	236
75	2.0	70	530
100	2.0	50	942
150	2.0	30	2,121
200	2.0	20	3,770

(3) 配水管への負担及び濁り防止のため、引き込み管口径50mm以上については、2次側に逆止弁及び流量調整弁を設置すること。

必要水量を給水する場合で、本管流速が1 m/secを越える場合は、申請者による本管の増径を行い、本管流速を1 m/sec以下にするか、または、本管流速が1 m/sec以下となる給水管とし、不足分は受水槽の容量変更を行い、必要水量を確保すること。

別途、上下水道課の事前審査により要件を付する場合がある。

## 4. 書類作成

書類を作成するにあたっては、事前の調査及び協議した内容を再確認したうえで作成すること。

### (1) 必要書類（屋外給水工事）

- ①給水装置工事申込書
- ②開発事業協議済書（開発行為の場合）
- ③建築確認済書（開発行為でない場合）
- ④給水引き込み工事に関する確認書（②③以外の場合）
- ⑤委任状
- ⑥使用材料検査申請書
- ⑦屋外給水工事設計書

### 必要書類（屋内給水工事）

- ①給水装置工事申込書
- ②建築確認済書
- ③委任状
- ④使用材料検査申請書
- ⑤屋内給水工事設計書
- ⑥栗東市上下水道使用届

### (2) 工事申込書の書き方

#### ■給水装置工事申込書

- ・工事申請者に記載内容を十分に説明し理解を得ること。

#### ■使用材料検査申請書

- ・使用する材料の名称・製造者及び数量を記載すること。
- ・「自主検査、第三者承認番号」の欄に、使用する材料が法に基づく基準に適合していることの確認ができる規格を記載すること。
- ・管理者が承認していない材料については、管理者の指示により材料承認図を別途添付すること。なお、審査により管理者の規定に適合しないと判断した場合は、使用材料の変更指示を行う場合がある。

#### ■給水工事設計書

- ・図面には、見取図、平面図、横断図を記載する。
- ・見取図に記入するのは、以下のとおりとする。
  1. 申請地（赤書きとする）
  2. 住所、番地、住居表示番号等
  3. 目標となる建物等の名称

- ・平面図に記入するのは、以下のとおりとする。
  1. 方位の記入（原則として北を上方とする）
  2. 公私道等の区分
  3. 道路（幅・歩車道の区分・舗装種別・側溝）
  4. 地下埋設物（ガス・N T T・関電・下水等）の記入（位置・口径・管種）
  5. 水道の既設管、新設管の口径・管種・延長・敷設位置
  6. 量水器及び止水栓の位置
  7. 舗装本復旧範囲の記入（舗装本復旧範囲については、事前に道路管理者に確認しておくこと）
- ・横断図に記入するのは、以下のとおりとする。
  1. 舗装復旧断面の記入（舗装構成については事前に道路管理者に確認しておくこと）
  2. 道路幅員・道路構造物の記入
  3. 配管詳細図の記入（材料・延長・口径等）

※ 第4章の2に基づき給水設置工事と共に既設給水管を撤去する場合は同時申請とする。

### （3）他の必要書類

#### ■ 占用書類

- ・道路・河川等の占用書類  
道路・河川の管理区分により必要な申請書
- ・国道及び・県道・市道の場合  
道路占用許可申請書
- ・里道・水路等の場合  
法定外公共物占用等許可申請書
- ・1級河川の場合  
河川法申請書

#### ■ 利害関係人の同意書

- ・利害関係人の同意書等の提出  
給水装置を設置するときに第三者との利害関係が生じる場合は、当事者間で協議をして、申請者において利害関係人との同意等を得たうえで、同意書を作成し提出すること。  
必要例) 他人の土地を使用して給水装置を設置するとき等



■小規模受水槽水道・簡易専用水道設置届

- ・受水槽を設置する場合は、小規模受水槽水道・簡易専用水道設置届を提出すること。

## 5. 施工管理

- (1) 給水装置工事主任技術者は、竣工図等の書類検査または現地検査により、給水装置の指定材料及び給水装置が構造、材質基準に適合していることを確認すること。
- (2) 給水装置工事主任技術者は、次の場合には必ず立会すること。
  - ①指定した材料の確認
  - ②配水管から分岐するとき
  - ③通水するとき
  - ④完了検査
  - ⑤その他指示があったとき
- (3) 既設管にサドル分水栓を取り付け穿孔する場合は、上下水道課職員が水圧試験の確認を行ったのちに、穿孔すること。
- (4) 既設配水管に付属する仕切弁及び不断水割丁字管で分岐したときの第一仕切弁の開閉は、上下水道課職員が行う。

## 第3章 水の安全・衛生対策

### 1. 水の汚染防止

- (1) 配管規模が大きい給水装置等で配管末端に給水栓等の給水用具が設置されない行き止まり管は、配管の構造や使用状況によって停滞水が生じ、水質が悪化するおそれがあるので極力避ける必要がある。ただし、構造上やむを得ず停滞水が生じる場合は、末端部に排水機構（泥吐管）を設けること。
- (2) 学校等のように一時的、季節的に使用されない給水装置には、給水管に長期間水の停滞を生じることがあるため、排水機構（泥吐管）を設けること。
- (3) 給水管路の途中に有毒品置場、有毒物の取扱場、汚水槽等の汚染源がある場合は、給水管が破損した際に有毒物や汚物が水道水に混入するおそれがあるので、その影響のないところまで離して配管すること。
- (4) HIVP、PEP等の合成樹脂管は、有機溶剤等に侵されやすいので、鉱油、有機溶剤等の油類が浸透するおそれがある箇所には、さや管等で適切な防護措置を施すこと。
- (5) 接合用シール材、または接着剤は、配管材に適したものを使用すること。

### 2. 破壊防止

- (1) 給水管が水路等を横断する場合は、原則として水路等を伏せ越しとすること。やむを得ず水路等を上越しする場合には、計画高水位（H. W. L）以上の高さに設置し、さや管（金属製）等により、防護措置を講じるとともに、事前に管理者の承認を得ること。
- (2) 水路等の伏せ越しで空気の停滞が生じるおそれのある配管部には、これを排除するため空気弁を設置すること。

### 3. 腐食防止

- (1) サドル分水栓を取り付けたときは腐食防止のポリエチレンシートで全体を包み込むように覆い、固定すること。
- (2) 鋳鉄管からの取り出しでサドル付分水栓により分岐、穿孔した通水口には、防食コアを挿入し、防錆措置を施すこと。
- (3) 鋳鉄管の切管については、切口面にダクマイル管補修塗料を施すこと。

### 4. 逆流防止

受水槽等には、吐水口端から越流面までに必要な吐水口空間を確保し、逆流の防止を図ること。

## 5. 凍結防止

水路等の上越しによる外部露出管等で凍結のおそれがある場合は保温材による防護措置を講じること。

## 第4章 給水装置の施工（口径別使用材料表及び指定材料表）

### 1. 給水管の分岐

- (1) 水道以外の管との誤接続とならないよう、十分な事前調査と現地での確認を行うこと。
- (2) 配水管等からの分岐にあたっては、他の給水管の分岐位置から30cm以上離すこと。また、配水管等の継手端面からも30cm以上離すこと。
- (3) 分岐管の口径は、原則として配水管等の口径より2段階以上の小さい口径とすること。また、 $\phi 50$ 以上の分岐については計画使用水量書類を提出し、上下水道課で事前審査を受けること。
- (4) 分岐は配水管等の直管部のみとし、異形管及び継手から分岐を行わないこと。
- (5) 分岐は配水管等の管種及び口径並びに給水管に応じたサドル分水栓、不断水割丁字管またはチーズ管等により分岐すること。
- (6) 分岐は配水管等の外面を十分掃除し、サドル分水栓等の給水用具の取り付けボルトが片締めにならないよう均等に締め付けること。
- (7) 配水管等への穿孔機の取り付けは配水管等に損傷を与えることのないよう、作業の安全を考慮し、確実に取り付けなければならない。
- (8) 鋳鉄管に穿孔する場合は、内面ライニング材、内面塗膜材等の剥離に注意するとともに、サドル分水栓での穿孔端面には防食のため防食コアを装着すること。
- (9) 腐食防止のポリエチレンシートでサドル分水栓全体を覆うようにして固定すること。

### 2. 給水管の撤去

- (1) 不要となった給水管は、そのまま放置すると漏水事故や給水管内での停滞による水の腐敗等の問題から、分岐部まで撤去すること。
- (2) 撤去は、必ず分岐部分で下記の方法により完全に閉止するとともに止水栓・仕切弁・配管もすべて撤去すること。
  - ・サドル分水栓及び割丁字管は、キャップ、栓またはフランジ止めとする。
  - ・丁字（チーズ）は、原則として撤去して直管に置き換えること。

### 3. 給水管の埋設深さおよび占用位置

- (1) 給水管の埋設深さは、道路管理者の指示に従うものとするが、最小土被りは歩道部0.6m、車道部1.0mを確保すること。敷地内配管における給水管の土被りは、0.3m以上を確保すること。
- (2) 道路部分に配管する場合は、他の埋設物と離隔を十分に確保すること。
- (3) 道路を横断して配管する場合は、上下水道課と協議した占用位置に配管すること。
- (4) 給水管には保護砂を施すこと。

### 4. 給水管の明示

道路部分に布設する給水管には明示テープ、明示シート（GLから30cm下）により明示すること（ロケーティングワイヤはサドル分水から止水栓までとする）。また、給水管の事故を未然に防止するため、道路側溝等の構造物に明示ピンを設置し、給水管の引き込み位置を明示すること。

### 5. 止水栓の設置

止水栓は必ず設置し、引き込み管口径25mm以下の場合はメーターボックス内に収納すること。

### 6. 仕切弁の設置

引き込み管口径30mm以上50mm以下の給水管については青銅製仕切弁を量水器ボックスの手前に設置すること。仕切弁ボックスの鉄蓋の方向は市章マークが管末側になるよう設置すること。

引き込み管口径75mm以上の不断水割丁字管で分岐する場合は、分岐部と量水器ボックスの手前に仕切弁（ソフトシール弁）を設置すること。

### 7. 量水器の設置

- (1) 量水器は、原則として道路境界線に最も近接した敷地部分（境界から1.5m程度）に設置する。また、検針業務に支障が予測される駐車場、住宅奥地、植込庭等への設置は避けること。共同住宅についても同様である。
- (2) 量水器は量水器ボックス内に収納すること。
- (3) 量水器の設置にあたっては、量水器に表示されている流入方向矢印を確認し、水平に取り付けること。

### 8. 宅内バルブの設置

量水器の敷地側には宅内バルブ（スリースバルブ）を設置すること。

## 9. 配管工事

配水管から量水器までの配管については次のとおりとする。なお、使用する口径はφ20mmを最小とする。

- (1) 水道用ポリエチレン管（PEP管）50mm以下の場合、
  - ①継手はワンタッチ式継手を使用すること。
  - ②切管は管軸に直角に切断し、管厚の3/4程度挿口の面を取ること。また、接合部の付着物はウエス等で清掃すること。
  - ③接合前にソケット部受口のOリング、ウェッジリングの有無、傷、ねじれ等を確認すること。
  - ④ソケット部の受口長さを管にマーキングし、挿し込み後確認する。
  - ⑤解体し、ソケットを再使用する場合はOリング、ウェッジリングを取り替える。
  - ⑥接合後、受口のすき間に砂等が入らないようにビニールテープを巻くこと。
  - ⑦その他、給水配管の施工に関しては各種施工要綱に基づき施工すること。
- (2) 硬質塩化ビニル管の接合（RRHIVP管）75mm以上の場合、
  - ①継手はゴム輪（RR）とし、継手にはすべて離脱防止金具を設置すること。
  - ②施工に関しては各種施工要綱に基づき施工すること。

## 10. 空気弁

空気の停滞が生じるおそれがある場所は空気弁を設置すること。またφ75mm以上の配管で次の場所では必ず空気弁を設置すること。

- (1) 水路等の構造物で上越しを行う場合。
- (2) 水路等の構造物で伏せ越しを行う場合は次のとおりとする。
  - ①構造物の伏せ越し部とその前後に曲管等で落差をつけるときは、空気弁を設置すること。
  - ②構造物の伏せ越し部とその前後に落差をつける必要がないとき（構造物が小規模のとき等）は空気弁を設置しなくてよい。

### 11. その他

- (1) 配管は、直管、曲管等を継手材料により接続することとし、配管資材を曲げ加工して使用しないこと。
- (2) 事故防止のため、他の埋設物とは30cm以上の間隔を確保すること。
- (3) 給水装置工事は、いかなる場合でも衛生に十分注意し、工事の中断または1日の工事終了後には管端にキャップ等で管栓をし、汚水等が流入しないようにすること。
- (4) 完了後、1年以内の漏水等の場合は施工者の責任において修繕すること。

## 第5章 土木工事等

### 1. 土工事

- (1) 工事は関係法令等を遵守し、設備の不備、不完全な施工等によって事故や障害を起こすことがないようにすること。
- (2) 掘削に先立ち事前の調査を行い、安全かつ確実な施工ができるような工法で行うこと。
- (3) 道路を掘削するときは1日の作業範囲内とし、掘置きはしないこと。
- (4) 水道管及び他の地下埋設物の近くを掘削するときは人力掘削とし、位置を確認しながら慎重に作業をすること。
- (5) 道路内における埋戻しは、良質土を用いて、原則として厚さ30cmを超えない層ごとに十分締め固め、陥没、沈下等を起こさないようにしなければならない。また、他の埋設物周りの埋戻しにあたっては、その管理者の指示によるものとする。

### 2. 道路復旧工事

- (1) 舗装仮復旧
  - ① 舗装仮復旧は埋戻し後、直ちに施工しなければならない。
  - ② 仮復旧は常温または加熱アスファルト合材によらなければならない。
  - ③ 仮復旧後の路面には白線等道路標示のほか、必要により道路管理者の指示により、ペイント等により標示すること。
  - ④ 舗装本復旧までの期間について工事施工者は現場の管理を行うとともに、これに係る一切の事故、苦情の責任を負うものとする。
- (2) 舗装本復旧
  - ① 舗装本復旧は在来舗装と同等以上の強度及び機能が確保できるものを用い、舗装構成は道路管理者が定めるものによるほか、関係法令に基づき施工しなければならない。
  - ② 工事完了後、速やかに既設の区画線、道路標示及び標識類を現状復旧すること。

### 3. 水路の伏越し等

水路の伏越しをする場合は水路の均しコンクリート底面から30cm以上の隔離を確保すること。

#### 4. 現場管理

- (1) 工事施工は関係法令を遵守するとともに、常に工事の安全に留意し、現場管理を適切に行い事故防止に努めること。
- (2) 他の埋設物に近接して、施工する場合は、埋設物の管理者の立会を求め、埋設物に損傷を与える事のないようにする。
- (3) 道路工事は、道路管理者及び所管警察署長の指示に従うこと。
- (4) 工事の施工によって生じた建設発生土、建設廃棄物等は関係法令の規定に基づき、工事施工者が責任をもって適正かつ速やかに処理すること。
- (5) 工事中、万一不測の事故等が発生した場合は、直ちに所管警察署長、道路管理者に通報するとともに、水道事業管理者に連絡しなければならない。工事に関しては、あらかじめこれらの連絡先を確認し、周知徹底させておくこと。
- (6) 他の埋設物を損傷した場合は、直ちにその埋設物の管理者に通報し、その指示に従わなければならない。
- (7) 掘削は、工事場所の交通の安全等を確保するため保安設備を設置し、必要に応じて保安要員（交通整理員等）を配置すること。また、その工事の作業員の安全についても十分留意すること。
- (8) 工事施工者は本復旧工事施工まで常に仮復旧箇所を巡回すること。路盤沈下、その他不良箇所が生じた場合、または道路管理者等から指示を受けたときは、直ちに修復をしなければならない。



## 第6章 工事検査等

### 1. 検査（市の検査）

#### （1）立会検査（主任技術者の立会が必要）必須

分岐からメーター（給水装置）立会検査は施工日の3営業日前までに立会依頼の連絡をすること。

- ・ 指定材料の確認
- ・ 穿孔時の水圧の確認
- ・ 通水
- ・ 保護砂の確認

#### （2）完了検査（主任技術者の立会が必要）必須

①屋外完了検査は給水装置工事完了届（屋外）をもって検査願とする。

分岐からメーター（給水装置）

- ・ 舗装状況（仮復旧・本復旧）の確認
- ・ 弁類の据え付け状況の確認
- ・ メーターボックスの据え付け状況の確認

②屋内完了検査は給水装置工事完了届（屋内）をもって検査願とする。受け付け後2営業日以内で検査を行うため、メーター出庫は検査願いの翌日から2営業日以降とする。ただし、上水道納付金の納付がなされていない場合はこの限りではない。

- ・ 使用材料の確認
- ・ 水圧加圧試験（1.75MPaを1分以上計測）

#### （3）舗装本復旧の確認

舗装の給水装置工事時に舗装仮復旧し、後日、舗装本復旧を行う。舗装本復旧までの養生期間は最低3ヶ月とする（市道）。本復旧後は「給水装置舗装本復旧工事完了届」を提出する。

## 2. 添付書類等

工事完了届（検査願と解する）を提出するときは、次の書類を添付すること。

（1）給水装置工事完了届

（2）自主検査表

（3）工事写真

ア 上下水道課職員の分岐工事の立会写真を撮影し提出すること

イ 帰属施設については次の写真を撮影すること

・配管状況（埋設深さ、位置等がわかるもの）

・保護砂

・曲管部

・異種管との接続部

・水路伏越し部

ウ その他指示する箇所

エ 水圧写真

オ 掘削から仮復旧までの一連の写真

（4）屋外給水工事竣工図（1次側）

・図面には、見取図、平面図、横断図を記載すること。

・見取図・平面図については、申請書と同様とする。

・横断図については、現地で確認した埋設深さ、埋設位置を図示すること。

（写真でわかるように撮影し、図面に反映させること）

配管詳細図については、写真と相違がないよう記入し、使用材料を明記すること。

（5）屋内給水装工事竣工図（2次側）

・図面には、平面図、立体図を記載すること。

## 第7章 施工条件等

### 1. 承認工事の施工業者

- (1) 管口径φ50mm以下の給水装置工事は栗東市指定給水装置工事事業者により施工させること。
- (2) 管口径φ75mm以上及び、配水管本管工事は栗東市上下水道工事協同組合に加入している事業者により施工させること。

(施行)

平成19年4月1日から施行する。

(附則)

この指針は、平成27年4月1日から施行する。

(附則)

この指針は、平成29年4月1日から施行する。

(附則)

この指針は、平成30年11月1日から施行する。

(附則)

この指針は、令和4年5月1日から施行する。

(附則)

この指針は、令和6年3月1日から施行する。